

西村議員要望項目一覧

令和7年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 DV被害者の一時保護施設における、携帯電話等通信機器の使用制限緩和について</p> <p>DV被害者の一時保護において、スマートフォン等の通信機器使用に制限がかかるため、一時保護自体を諦めるケースが多い。さらに、一時保護を受けないと自立支援の補助金を受けられない等、被害者の支援に困難や不公平が生じている。令和4年「困難を抱える女性への支援に関する法律」改正に伴い、国は、一時保護所における通信機器の使用制限等運用面を見直す方針を出している。</p> <p>については、本県においても、配偶者等からの追及・追跡のおそれがない方等については、自分の通信機器を使用できるようにすること。また、自分の機器使用が困難な方には、代替手段としてタブレットを貸し出すなど、使用制限の緩和を図ること。</p>	<p>DV被害者の一時保護中のスマートフォン等の取扱については、これまで、DV被害者自身及び他の利用者の安全確保に向けた加害者からの追及・追跡防止や一時保護施設の場所の特定防止を目的として、スマートフォン等の預りや、一時保護施設から離れた安全な場所で使用してもらう等の使用を制限する取扱を行っている。</p> <p>一方で、スマートフォン等の通信機器は、今や他者との連絡手段のみならず、余暇活動や生活に欠かせないものとなっており、使用を制限されることへの抵抗感から一時保護を辞退するDV被害者がある実状から、一時保護施設関係者ととも使用制限に係る運用の見直しを検討しているところである。</p> <p>引き続きDV被害者の安全確保には最大限配慮しながら、一時保護施設に応じた運用の工夫やタブレットの貸与、自立支援の補助金の見直し等により、可能な限り利用者の希望に沿った対応を図りたい。</p>
<p>2 ジェンダー平等、ダイバーシティ等への取組について</p> <p>(1) 県有スポーツ施設等における、「オールジェンダー」トイレ・更衣室の設置について</p> <p>県は、「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」の中で、「性の多様性を前提とした社会システムの構築」を目標に掲げている。スポーツ施設等においては、特にトイレや着替え・シャワー等の利用が多く、県内外の人が使用するため、あらゆる性自認・誰もが使用しやすいトイレ・更衣室の設置有無について調査し、必要に応じて設置を進めること。</p>	<p>既存スポーツ施設の誰もが使用しやすいトイレや更衣室の設置については、関係団体等とも協議をしながら、着替えテントの設置など簡易的な方法も含めてできることから進めていく。</p> <p>なお、現在整備を進めている米子アリーナは多目的トイレや多目的更衣室を適切に設置するよう考えている。</p>
<p>(2) 県立特別支援学校高等部の海外交流について</p> <p>本県と江原特別自治道とのスポーツ交流が行われているが、これまで特別支援学校高等部においては、交流がない。スポーツやダンス等の文化交流について、当該生徒も江原特別自治道など海外との交流ができるよう、調査・検討すること。</p>	<p>特別支援学校高等部においては、現在、江原道と学校間での交流は行っていないが、昨年度は鳥取県障がい者スポーツ国際交流の卓球に、琴の浦高等特別支援学校の在校生1名及び同校卒業生2名が参加している。</p> <p>今後、どのような交流ができるのか学校や関係機関と相談していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 知的障がい児・者の避難場所について</p> <p>令和6年能登半島地震においても、知的障がい児・者やその家族が、避難生活において困難を抱えているため、配慮の在り方が課題であり、未だに行き場がなく苦慮されている状況がある。本県においても、一定の配慮がされた専用の避難場所の設置を検討すると共に、個別避難計画等の策定について市町村への働きかけや支援を行うこと。また、地域外の避難も視野に入れた計画の策定を推進すること。さらに、関係団体とコミュニケーションを取り、障がい特性に応じた受入れ対応マニュアルの策定や、災害避難時用テントの導入等必要な資材を備える等のサポートをすること。</p>	<p>県では「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」により、多様な人に配慮した生活環境の整備を市町村に依頼しているほか、「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」により、福祉避難所等の確保・早期開設や、障がいのある方など配慮が必要な方への適切な対応を依頼しており、引き続き市町村への働きかけを行う。</p> <p>個別避難計画については、優先度の高い者に係る作成を促進していくため、市町村連絡会や優良事例等の学習会の開催、個別避難計画に係る作成手引きや事例集の作成など、市町村への支援強化策を令和7年度当初予算案において検討しており、各個人の障がい等の状況に配慮することや状況に応じて地域外への避難も考慮するよう市町村に働きかけていく。</p> <p>また、早期の良好な避難所環境整備の実現に向けて、避難所基準の見直し、人員体制や各種資機材の保管・運用体制等について市町村と検討するとともに、国が創設した新たな交付金を活用して、必要な資機材の整備を加速していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支え愛地域連携推進事業 6,929千円 ・大規模災害対応TKB24プロジェクト 58,792千円
<p>(4) 障がい者・難病患者等に対する県民の「合理的配慮」への周知・理解啓発について</p> <p>障害者差別解消法改正に伴い、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されたところであるが、職場や学校等での正しい理解が十分に浸透していない。あいサポート条例の実効性を高めるためにも、特に、見た目にはわかりにくい障がい特性や症状等への理解を始め、県は職場や学校など、社会への周知・理解啓発に努めるよう取り組むこと。</p>	<p>あいサポート運動は令和6年度に15周年となり、改正障害者差別解消法により民間事業者による合理的配慮の提供も義務化されたことも踏まえ、令和7年度は、各企業や団体への一層の働きかけ、地域の方々に対する周知の強化に加え、あいサポート大使である平原綾香氏制作のあいサポート運動テーマソング「虹の向こうへ」を活用した情報発信、新たに作成したハンドブック等の教材を活用した学校におけるあいサポート教育（あいサポートキッズの養成）、民間事業者が社会的障壁の除去に積極的に取り組む際に必要となる経費（研修の実施や備品購入等）の支援、業種別研修会の実施や優良事例などの紹介・横展開等、障がい者、難病患者等に対する理解啓発等のための取組について当初予算案において検討している。</p> <p>見た目では分かりにくい障がい特性等の理解を一層深めるため、研修等の実施にあたっては、軽度の知的障がい、難病等の当事者の参加やヘルプマークの周知についても取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいサポート運動2.0」事業 29,183千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3 山陰道等高速道路の片側1車線区間における事故防止策について 片側1車線区間の衝突事故防止には、ドライバーの注意喚起と構造物両方を改善する必要がある。</p> <p>「令和6年度9月補正予算に向けた提言」で要望した「緑色車両誘導線（実線・破線）」と「走行周知用看板」の設置や、その他注意喚起の路面標示・振動性舗装など、他県等の事例調査や効果検証の確認を迅速に実施し、県民に分かるよう提示すること。また、効果が認められる事例の導入について、早急に国へ要請すること。さらに、ワイヤーロープの設置ができない箇所へのコンクリート製のブロック設置についても、迅速な導入を国へ要請し、重大事故防止への対策を急ぐこと。</p>	<p>ワイヤーロープ接触事故対策として、以下のとおり現在国は試行的に緑色の車両誘導線や走行周知用看板を設置し、効果を検証している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田自動車道…鷹巣IC～二井田真中IC間において、令和5年5月から国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所が検証中 ・京奈和自動車道…紀の川IC～紀の川東IC間において、令和5年11月から国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所が検証中 <p>緑色の車両誘導線は一定の効果が期待できる一方で、利用者から「走行方法がわからない」等の声もある。引き続き情報収集に努めながら、その他有効な対策を含めて、効果が認められ次第、国やNEXCO西日本に要請していくとともに県民への周知を図っていく。</p> <p>また、国土交通省は平成28年から「高速道路の正面衝突事故防止対策に関する技術検討委員会」による検討を進め、暫定2車線の高速道路のうち、土工部・中小橋梁では、ワイヤーロープの設置が有効であるとして整備が概ね完成している。一方、長大橋・トンネル区間では、走行性・維持管理性や事故防止効果・緊急時の対応等の観点からワイヤーロープの設置に課題があることから、センターパイプ・センターブロックの試行設置を実施している。今後、正面衝突事故防止対策としての有効性・適用性の検証が進められる予定であり、当面は国等が実施する性能検証の進捗を注視しつつ、適宜国等に設置を働きかけていく。</p> <p>なお、令和6年8月に発生した鳥取自動車道用瀬第1トンネル内の交通死亡事故を受け、国交省・鳥取県・鳥取県警等が再発防止対策合同検討会を開催し、即効性のある効果的な安全対策として、道路管理者である国交省が注意喚起看板を設置した。</p>